

秋田県受動喫煙防止対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 喫煙は発がん性をはじめとする様々な害があるほか、喫煙者本人だけでなく受動喫煙により周囲の人の健康に悪影響を及ぼすことから、受動喫煙防止対策を効果的に推進するため、秋田県受動喫煙防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 受動喫煙防止対策の効果的な推進に関すること。
- 二 受動喫煙防止対策のガイドラインの策定に関すること。
- 三 その他受動喫煙防止対策に必要な事項に関すること。

(組織、委員の任期等)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、委員12人以内で組織する。

- 一 保健医療関係
- 二 飲食店、宿泊施設関係
- 三 医療保険関係
- 四 子育て、たばこ問題に関する市民活動団体
- 五 たばこ販売関係
- 六 関係行政機関

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は秋田県健康福祉部参事が務める。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員が会議に出席できない場合は、委員長は、代理の者の出席を認めることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部健康推進課がん対策室に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。